

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

1 現状

(1) 地域の災害等リスク

栃木市岩舟地域は、北部には太平山や唐沢山等県立自然公園に指定されている山々が連なり、中心部には岩船山があり、中部から南部にかけては関東平野に連なる平坦地が広がっている。河川としては、北西部の小野寺地区に三杉川・羽田川、中心部の岩舟地区に蓮花川、東部の静和地区に、静和川及び静戸川がある。

当地域で自然災害が発生した場合に想定される被害等は、次のとおりである。

(洪水：ハザードマップ)

栃木市防災会議が作成した「栃木市地域防災計画（令和4年3月修正）」及び「栃木市防災ハザードマップ（令和5年3月版）」によると、当商工会が立地する市街地地域において浸水は予想されていないが、当地域の西側、秋山川沿いの一部に5.0m未満の浸水が、佐野市との行政境付近の一部に0.5 m未満の浸水が想定されている。また、当地域の西の地域を縦断する三杉川沿いの低地を中心に浸水が想定されており、特に JR 両毛線北側の一帯で3.0～5.0m 未満の浸水、一部では浸水が5.0～10.0m 未満に達すると想定される。商工業者へのリスクとしては、精密機器や工場機械等の故障等による復旧の長期化、復旧費用の高額化等が想定される。市内の主要産業である製造業においては、原材料の加工業者が被災することにより、産業全体のサプライチェーンが毀損するリスクも存在する。



(土砂災害：ハザードマップ)

「栃木市地域防災計画（令和4年3月修正）」及び「栃木市防災ハザードマップ（令和5年3月版）」によると、当地域には土砂災害警戒区域が103箇所、山地災害危険地区が12箇所分布しており、小野寺地区や岩舟地区の一部地域に急傾斜地崩壊、土石流、地すべりといった土砂災害が生じるおそれが想定されている。商工業者へのリスクとしては、幹線道路の通行止めによる物流の停滞、復旧の長期化等が想定される。

(地震：J-SHIS)

国立研究開発法人防災科学研究所「地震ハザードステーション」によると、今後30年間で震度6以上の地震が発生する確率は、小野寺地区で0.1～3%（一部3～6%及び6～26%）、岩舟地区で6～26%、静和地区で6～26%（一部26～100%）となっている。また、栃木市地域防災計画（令和4年3月修正）「第3編 第1章 第1節 本市の震災を取り巻く自然的条件 第2 活断層の分布等」によると、本市周辺の主な活断層は9つが把握されており、これらの地震が発生した場合、本市域で予想される最大震度は5強である。商工業者へのリスクとしては、震度6以上の発生確率が高い静和地区は、大規模な工場が密集しており、建物や機械等の損傷、建物の倒壊による復旧の長期化、復旧費用の高額化等が想定される。

(水害・台風：栃木市地域防災対策)

近年、これまでに経験したことがないような豪雨が頻発しており、今後も地球温暖化等の影響により、集中豪雨に対する対応や対策が必要である。

当市で発生した自然災害は、主として台風や集中豪雨によるものが多く、特に、市南部の渡良瀬川と思川合流地点は、渡良瀬遊水地と渡良瀬川及び思川等を排水先とする低平地であることから、台風等の大雨時には堤防が決壊し、大洪水が発生している。

特に被害の大きかった令和元年東日本台風では、永野川の複数箇所からの越水や決壊、巴波川、赤津川、三杉川等の氾濫、山間部における19か所の土砂崩れ等が発生した。また、死者1名及び8,000棟を超える住家が被害を受ける等、甚大な被害が発生した。隣接する大平地域に比べ、当商工会館及び当地域においては壊滅的な被害はなかったものの、三杉川が流れる古江地内の一部や静戸川が流れる静地区の一部に床上、床下浸水の被害があった。今後、減災の取組を進めた場合であっても、同程度以上の被害を想定しなくてはならない。商工業者へのリスクとしては、幹線道路の冠水による物流の停滞に加え、土地や建物、車両等の損傷、精密機器や工場機械等の故障等による復旧の長期化、復旧費用の高額化等が想定される。

(竜巻災害：栃木市地域防災対策)

平成24年7月に市内でダウンバーストと推定される突風が発生し、一部地域で家屋や農業用施設、小学校校舎に被害が発生した。当地域への影響はなかったものの、竜巻は突発的に発生するため警戒が困難であり、短時間で狭い範囲に集中し、個々の被害箇所の破損程度が激しくなることが推測されるため、気象庁がHPに掲載している竜巻に関する各種情報を参考に対応する必要がある。商工業者へのリスクとしては、土地や建物、車両等の損傷、精密機器や工場機械等の損傷等による復旧の長期化、復旧費用の高額化等が想定される。

(雪害：栃木市地域防災対策)

平成26年2月の大雪では、栃木市内でも多くの被害が発生し、テラスやカーポート、農業用施設等の損壊のほか、市内の広い範囲で停電が発生した。当地域においても農業用ハウス等施設被害、農作物被害があった。商工業者へのリスクとしては、建物や車両等の損傷、精密機器や工場機械等の故障等が想定される。

(感染症)

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を

繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、本市においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。感染症が流行した場合に想定される商工業者へのリスクとしては、次のとおりである。

① 売上の減少

次に示す消費者等の動きと、これに伴う需要の落ち込み

- ・ 消費者（インバウンドを含む）の自粛行動
- ・ 式典、イベント、会合、学校行事等の中止
- ・ 宴会、宿泊、旅行（ツアー・貸切バス利用他）等のキャンセル
- ・ 学校休校
- ・ 風評被害
- ・ 先行き不安による消費マインドの低下

② 仕入・調達等の支障

次に示す企業等の動きと、これに伴う需要又は供給の落ち込み

- ・ 工場、物流（海外を含む）の停止
- ・ 原材料、資材、部材等の不足・納入遅延、価格の高騰
- ・ 部品、製品、商品の不足、納入遅延、価格の高騰
- ・ 備品（マスク・消毒薬等）、燃料の不足・納入遅延、価格の高騰
- ・ 生産、工期の遅れ
- ・ 生産の減少、未成工事の増加に伴う受注制限、停止

③ 事業継続への影響

- ・ 資金繰りへの支障
- ・ 本人又は家族の感染に伴う従業員の出勤停止
- ・ 学校等休校に伴う子の世話等による従業員の出勤不能
- ・ 営業自粛・時間短縮要請への対応難
- ・ テレワーク、時差出勤への対応難

（その他の事業継続リスク）

自然災害、感染症以外の不慮の事態とその影響等は、次のとおり。

① 店舗・工場等の火災

- ・ 所有する建物や設備、什器、備品等の滅失、これに伴う事業の停滞、縮小、休止、廃止

② 経営者・従業員の病気やケガ

- ・ 長期療養による就業不能又は死亡、これに伴う事業の停滞、縮小、休止、廃止

③ サイバー攻撃による事業停止・情報漏えい

- ・ 製造設備の制御不能、これに伴う従業員の労災事故
- ・ 生産管理システムや各種制御装置の異常稼働や停止状態による生産活動への影響
- ・ 重要情報（個人情報、機密情報等）の漏えいや喪失による取引先からの損害賠償請求及び社会的評価の低下

- ・上記に伴う事業の停滞、縮小、休止、廃止

(2) 域内の商工業者の状況 (出典：令和3年経済センサス活動調査)

- ・商工業者数 650者
- ・小規模事業者数 517者

【内訳】

業種	商工業者		備考(事業所の立地状況等)
	商工業者	小規模事業者	
建設業	101	99	地域内に広く分布
製造業	100	84	〃
卸売業	41	26	〃
小売業	126	88	〃
宿泊業・飲食店	47	29	幹線道路周辺に多い
サービス業	127	103	〃
その他	108	88	〃
合計	650	517	

(3) これまでの取組

1) 栃木市の取組

- ・防災計画の策定(地域防災計画令和4年3月修正、水防計画令和4年3月修正)
- ・防災ハザードマップの作成(令和5年6月改定)
- ・防災の研修会・講演会、防災訓練の実施
- ・災害情報の発信
- ・防災備品の備蓄
- ・令和元年東日本台風復旧ロードマップ作成と各施策の実施
- ・栃木市国土強靱化地域計画の策定(令和3年3月策定)

2) 岩舟町商工会の取組

- ・会員被災情報の収集
- ・事業者BCPに関する国の施策の周知
- ・県主催の事業者BCP策定セミナーの周知と参加促進
- ・栃木県火災共済(協)と連携した火災共済への加入促進
- ・上部団体である全国商工会連合会(以下、「全国連」という。)の福祉共済(病気・ケガの補償)への加入促進
- ・防災備品の備蓄
- ・市が実施する防災訓練への参加及び協力

3) 事業継続力強化支援計画の実施状況(令和6年度)

- ・市が実施する防災訓練への参加 2回

※小規模事業者による事業継続力強化計画及び連携事業継続力強化計画や事業継続計画を便宜上、事業者BCPと記載する。

2 本計画の策定及び実行にあたっての課題と対策

【課題】

- ① 当地域内小規模事業者の事業継続力強化の取組状況を把握できていない。
- ② 地域の自然災害等リスクについて商工会、市関係部署との間で十分な議論ができていない。
- ③ 本計画の実行にあたって、保険・共済や資金繰り支援、防災・減災に対する専門的な助言を行える経営指導員が不足している。

【対策】

- ① 事業継続力強化の取組状況については、経済産業省HPに掲載の事業継続力強化計画の認定事業者一覧や域内事業者への巡回訪問時に聴き取り等で把握する。
- ② 栃木市商工振興課及び当会を含む栃木市内5商工会・栃木商工会議所間で必要に応じて本計画における災害リスクや支援の方針を協議する。また、実施状況に応じて適切なタイミングで見直しを行うこととする。
- ③ 保険・共済や資金繰り支援、防災・減災に対する専門的な助言を行う経営指導員の不足については、商工連と連携し、セミナー開催や専門家派遣を行う。加えて、県が開催する研修等に職員が参加し、適宜専門知識の習得及び最新情報の収集に努める。

3 目標

自然災害に対しては、栃木市地域防災計画を踏まえつつ、当地域の商工業者に対する事前防災・減災の対策や発生後の速やかな応急・復旧等について、栃木市と岩舟町商工会が一体となって取り組む。

地域全体を巻き込む自然災害や感染症、更には事業者個々に不測の事態が発生しても、経済活動が機能不全に陥ることを防ぎ、岩舟町商工会地域、ひいては栃木市全体と、これを構成する事業者の持続的発展を目指す。

➤ 小規模事業者が取組可能な事業継続力強化の提案と支援

事業者に対し地域の自然災害、感染症、その他の事業継続リスク（火災、病気やケガを含む）等を認識させ、事業者BCP策定を含む事業継続力強化への取組を支援するとともに損害保険・共済制度への加入を促す。

➤ 速やかな応急・復興支援策を行うための連携体制の確立

自然災害、感染症等リスク発生時に速やかな支援が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を職員全員が把握する。

➤ 迅速な被害の把握と報告

国や県からの情報や指針に基づき、市と商工会とで情報を共有した上で、市においては県が定める期日までに県へ報告する。また、商工会においては商工連が定める期日までに商工連に対しても報告を行う。

具体的には、以下の目標を設定し取り組んでいくこととする。

- ① 当地域内で事業継続力強化に取り組んでいる小規模事業者数とその取組内容を把握する。
- ② 年1者（5年間で5者）に対して、事業者BCPの策定・見直し支援を行う。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに栃木県へ報告する。

1 事業継続力強化支援事業の実施期間

(令和 8年 4月 1日 ~ 令和13年 3月31日)

2 事業継続力強化支援事業の内容

(1) 小規模事業者の事業継続力強化の取組状況の把握

- ・経営指導員が巡回訪問時に、BCP策定の有無や取組状況について聴き取りを行う。

(2) 小規模事業者に対する事業継続力強化支援の内容

① 地域内事業者に対する自然災害等事業継続リスクの周知

- ・職員による巡回や窓口指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等の事業継続リスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済制度加入等）について説明する。
- ・会報や市広報、ホームページ等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険・共済制度の概要、事業者BCPに積極的に取り組む事業者の紹介等を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、事業者に対し、普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険・共済制度の紹介等を実施する。
- ・全国連作成の「リスクチェックシート」等を活用しながら、リスクごとの損害保険・共済制度の加入確認を行い、対応が不十分な項目について、加入の提案等を行う。

② 地域内事業者に対する事業者BCPの作成支援

- ・事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なものを含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等（避難訓練、連絡訓練等の実施）について助言を行う。
- ・事業者BCP策定のためのワークショップを開催する。
- ・策定支援に際しては、県のBCP策定支援プロジェクトも活用する。

以上、①②の対策については、適宜、東京海上日動火災保険(株)、あいおいニッセイ同和損保(株)の他、栃木県火災共済(協)と連携協力し実施する。

(3) フォローアップ

- ・地域内事業者の事業者BCP等への取組状況を確認する。
- ・支援した事業者の計画期間を把握し、計画期間終了後の計画の再策定・再申請へつなげる指導を行う。

(4) 知見の共有及び事業継続力の底上げ

- ・会報等で域内の事業者の事業継続力強化に関する好事例を展開する。
- ・同じ地域や同じ業種等、関連する企業をマッチングし、連携型事業継続力強化計画の策定を支援する。

(5) 関係団体等との連携

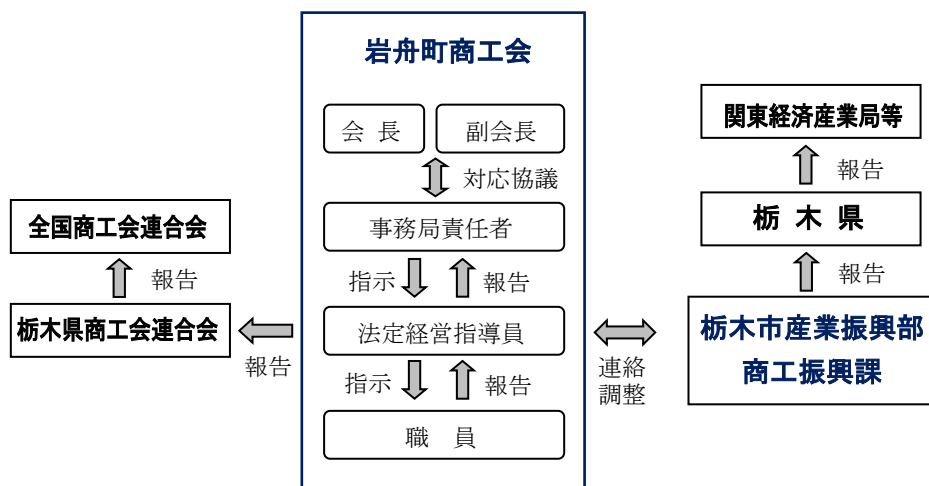
- ・連携協定を結ぶ東京海上日動火災保険(株)、全国連と提携しているあいおいニッセイ同和損保(株)に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。
- ・関係機関へ普及啓発ポスターの掲示を依頼する。

(6) 訓練の実施

- ・災害(令和元年東日本台風・東日本大震災等と同規模)が発生したと仮定し、市と商工会の連絡ルートの確認等を行う(訓練は必要に応じて実施する)。

3 リスク発生時における指揮命令系統・連絡体制

- ・リスク発生時の指揮命令系統・連絡体制は以下のとおりとする。
- ・風水害等、事前に発災が予想される場合は、あらかじめ指揮命令系統・連絡体制の確認を行う。



4 リスク発生時の対応

(1) 大規模災害

大規模災害が発生した場合は、以下の手順で対応する。
なお、大規模災害発生を目安は以下のとおりとする。

- ・風水害：特別警報が発表された場合
- ・地震：震度6弱以上の揺れが観測された場合

1) 職員の安否・出勤可否の確認

- ・商工会職員は、発災後速やかに法定経営指導員(又はその代行者)へ安否・出勤可否の報告を行う。
- ・報告を受けた法定経営指導員は、職員の業務従事の可否を市及び商工連へ報告するとともに、市が把握する被害状況を共有する。

2) 管内事業者の被害状況の確認

- ・市は、り災証明申請書に被害状況や被害額の記載欄を設け、地域内事業者の被害状況を確認する。
- ・商工会は、巡回・電話等により地域内事業者の被害額・状況を確認する。

3) 被害情報の共有

- ・市と商工会は、以下の方法と頻度で被害情報等を共有する。
- ・情報共有は、本計画の申請ガイドライン（栃木県版）で示された実態調査票（様式1）を用いる。

- ・共有方法…電子メール（又はFAX）

期間（発生日起算）	共有頻度
発災後～1週間	1日に2回共有する
1週間～2週間	1日に1回共有する
2週間～1ヶ月	1週間に2回共有する
1ヶ月以降	1週間に1回共有する

※状況に応じ調整あり

4) 被害情報の報告

- ・市と商工会は3) のとおり情報を共有した後、市は県へ当該実態調査票を用い、定められた期日までに報告する。

(2) 国際的に脅威となる感染症

国際的に脅威となる感染症が流行した場合は、以下の手順で対応する。

なお、国際的に脅威となる感染症流行の目安は、世界保健機関（WHO）が「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態（PHEIC）」に該当すると表明した場合とする。

1) 感染予防のための取組

- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・当市で取りまとめた「栃木市新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、当市における感染症対策本部設置に基づき当会による感染症対策を行う。

2) 管内事業者に対するリスクの周知

- ・今後地域内事業者の経営に影響を与えうるリスクについて周知する。
- ・業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策につながる支援を実施する。

3) 管内事業者の被害状況の確認

- ・市は、来庁又は問い合わせを受けた地域内事業者の被害状況を確認する。
- ・商工会は、巡回・電話等により地域内事業者の被害状況を確認する。

4) 被害情報の共有・報告

- ・国や県からの情報や指針に基づき、市と商工会とで情報を共有した上で、市においては県が定める期日までに県へ報告する。また、商工会においては商工連が定める期日までに商工連に対しても報告を行う。

(3) 被災小規模事業者に対する支援

1) 応急対策時の支援

- ・相談窓口の設置にあたっては、市と商工会が対応内容等について協議し、安全性が確認された場所に開設する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国、県、市等の施策）を周知する。
- ・被災事業者に、各種支援制度、保険金請求、税の減免申請、融資等の手続きを受ける場合に必要な「り災証明書」について周知し、取得を促す。また、添付が求められる被災状況写真を撮影しておくよう指導（又は撮影）する。

2) 復旧・復興支援

- ・国、県の方針に従って、市と商工会が復旧・復興支援の方針を決め、被災事業者に対して支援を行う。
- ・被災事業者施策（国、県、市等の施策）を周知する。
- ・被害規模が大きく、市・商工会職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を県・商工連等に相談する。

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに栃木県へ報告する。

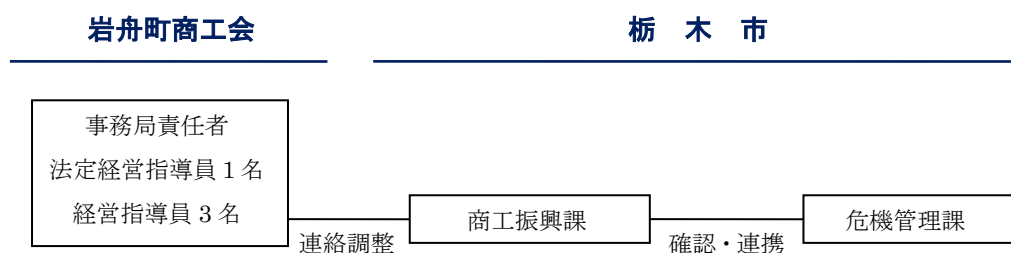
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和8年1月現在)

1 実施体制 (商工会の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/関係市町の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/商工会と関係市町の共同体制/経営指導員の関与体制 等)



① 栃木県及び関係市町との連携体制

- ・ 栃木市商工振興課及び当会を含む栃木市内5商工会・栃木商工会議所間で必要に応じて本計画における災害リスクや支援の方針を協議する。
- ・ また、計画の実行にあたっては、認定主体である栃木県に随時相談する。

② 商工会の事業継続力強化支援事業実施に係る体制

- ・ 当地域を3地区に分け、法定経営指導員1名と経営指導員3名の体制で巡回指導を行う。小規模事業者ごとに経営指導員を選定し、策定支援からフォローアップまで一体の支援体制を構築する。

③ 定量的に実施状況を把握し評価を行う体制

- ・ 法定経営指導員1名、経営指導員3名の体制で、実施状況を定量的に把握し効果測定を行う。
- ・ 上記で把握・検証した実施状況を当会と当市の連絡協議会(年1回開催予定)で評価するとともに、次年度の支援内容の検討を行う。

④ 経営指導員等の資質向上に係る体制

- ・ 県が行う研修等に参加し、BCPの基礎知識や、防災・減災、保険、リスクファイナンス等、適宜専門知識の習得及び最新情報の収集に努める。

2 法定経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

① 法定経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 柏倉 由香里 (連絡先は3①のとおり)

② 法定経営指導員による情報の提供及び助言(手段、頻度等)

- ・ 本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・ 本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ(1年に1回以上)

3 商工会、関係市町連絡先

① 商工会

岩舟町商工会

〒329-4307 栃木市岩舟町静 5133-1

TEL : 0282-55-4307 / FAX : 0282-55-5045

E-mail : iwafune_net@shokokai-tochigi.or.jp

② 関係市町

栃木市 産業振興部 商工振興課

〒328-8686 栃木市万町 9-25 市庁舎 4階

TEL : 0282-21-2371 / FAX : 0282-21-2683

E-mail : syoukou@city.tochigi.lg.jp

4 被害情報報告先

① 栃木県

産業労働観光部 経営支援課

〒320-8501 宇都宮市塙田 1-1-20

TEL : 028-623-3173 / FAX : 028-623-3340

E-mail : dantai-s@pref.tochigi.lg.jp

② 栃木県商工会連合会

組織支援課

〒320-0806 宇都宮市中央 3-1-4

TEL : 028-637-3731 / FAX : 028-637-2875

E-mail : soshiki_fed@shokokai-tochigi.or.jp

※その他

上記内容に変更が生じた場合は、速やかに栃木県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度
必要な資金の額	200	200	200	200	200
1. 調査費 ・印刷費	30	30	30	30	30
2. 個社支援 ・専門家派遣費・専門家謝金・旅費	100	100	100	100	100
3. 普及・啓発費 ・ポスター・チラシ印刷費	50	50	50	50	50
4. 防災、感染症対策費 ・旅費・消耗品費	20	20	20	20	20

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、栃木市補助金、栃木県補助金、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

